能代市空き店舗等リノベーション支援事業費補助金

能代市では空き店舗等の流動化を促し、商店街の振興を図るため、次の方に助成します。

- (1) 空き店舗等を取得し開業しようとする方(取得者)
- (2)空き店舗等を所有し、又は取得し、若しくは賃借し、改装して開業しようとする 方(改装者)
- (3) 空き店舗等を賃借し開業しようとする方(賃借者)

対象となる空き店舗等

- ・能代市中心市街地活性化計画の重点区域内にある以前商業施設として利用されていた店舗又は事業所であって、現在は使用されていないもの
- ・能代市中心市街地活性化計画の重点区域内において、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅、倉庫等

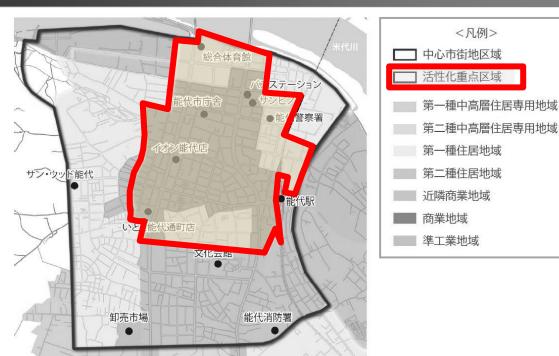
補助対象者

- ・ 小売業、飲食業等の場合は商店街振興組合又は商店会に加入していること
- 市税を滞納していないこと
- 新規に創業する場合は、事前に商工会議所、商工会等が実施する創業塾・経営指導等を 受講していること
 - ※能代市が開設する「起業等相談窓口」もご利用いただけます。詳しくは裏面をご覧ください。

利活用の要件

- ◆以下の店舗又は施設として利活用すること(風俗営業を除く)
 - ・小売業、飲食業、宿泊業又はサービス業に供する店舗(チャレンジショップ又はコミュニティビジネスの用に供される施設等を含む。)
 - 多目的ホール、休憩所その他の施設であって、地域の活性化に寄与すると認められる施設
 - ・展示会場、芸術文化ギャラリー、レクリエーションルームその他の施設であって、誘客効果が高いと認められる施設
 - 事務所又はサテライトオフィス
- ◆週24時間以上営業を行うこと
- ◆開業後1年以上継続して事業を行うこと
- (注)中心市街地内で営業している店舗からの移転は対象外です。

能代市中心市街地活性化計画における重点区域



申請の時期

- ・空き店舗等の取得に基づく所有権移転登記が完了し、開業する日の前日。賃貸借の場合は空き店舗等の賃貸借契約の締結が完了し、開業する日の前日まで。
- ・改装費については空き店舗等の取得に基づく所有権移転登記又は賃貸借契約の締結が 完了し、改装を実施する日の前日まで。
 - ※次年度以降の固定資産税相当額については、固定資産税の第1期目の納期限日。 賃借料については、1回目の家賃支払の日又は4月30日。

起業等相談窓口

起業や既存企業の新事業分野への進出などを総合的に支援するため、専門の相談員が無料で相談をお受けする窓口です。

- ◆開 設 日 毎週木曜日 ※祝日の場合は翌日。12/29~1/3を除く。
- ◆時 間 午前10時、11時、午後1時、2時の4回
- ◆場 所 市役所新庁舎 2階 相談室9
- ◆相 談 員 渡部 寿一さん(元秋田県信用保証協会 経営支援部次長)
- ◆相談内容 事業計画診断・作成支援、経営全般、販売・マーケティング、 ビジネスマッチング商品開発、各種支援制度の情報提供ほか
- ◆申し込み 書面又はメールで1週間前までに商工労働課へ

対象経費

区分	補助内容	補助上限
	取得者又は賃借者に店舗の内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事、備品の設置等に係る工事費の2分の1以内を助成。	100万円又は店舗面積の3 万円/㎡のいずれか低い額 ※特に中心市街地の活性化 に寄与すると認めた場合 →200万円(審査あり)
改装費	【併用住宅である空き店舗等の改装費】 併用住宅の居住部分と事業を行う部分を分けてするための工事費の3分の1以内を上記補助に加え、上乗せで助成。 ※店舗として利用する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものを除く。	300万円
登録免許 税相当額	取得者に取得した店舗の所有権移転登記に 係る登録免許税相当額を助成。	20万円
固定資産税相当額	取得した物件のうち事業に使用する建物及び土地に対して賦課される固定資産税相当額を助成。申請した年度の固定資産税相当額を12月分とし、開業した月の翌月から最大24月までの間で当該申請した年度に事業を行った月数。(その年度において、1月に1日以上事業を行った月を合計した数)	1 年度あたり10万円
賃 借 料	賃借者に月額の家賃の2分の1以内を開業 の翌月から最大で2年間助成。	月額3万円

【ご注意】詳細な条件などにより本制度を活用できない場合がありますので、あらかじめ下記までご相談ください。

[お問合せ先] **能代市 環境産業部 商工労働課 中心市街地活性化室** TEL 0185-89-1414/FAX 0185-89-1415/E-mail syokou@city.noshiro.lg.jp